

三宅町つながり総合センター解体工事
特記仕様書

三宅町総務課

第1章 工事概要

第1条 工事概要

項目	内容
工事名称	三宅町つながり総合センター解体工事
工期	議会の議決後～ 令和7年12月10日
工事場所	磯城郡三宅町大字 但馬 地内
設計概要等	建物解体撤去工事 一式 ・三宅町つながり総合センター（建築物、電気設備、機械設備等） 鉄骨造2階建、延面積 1091.147 m ² ・別棟（建築物、電気設備、機械設備等） 鉄骨造1階建、延面積 155.000 m ² ・外構工事

第2条 工事内容

1. 三宅町つながり総合センター及び別棟の解体撤去工事
2. 解体残地における外構工事

第3条 設計・計算及び検討

受注者は、撤去工事を行う上で下記事項の必要な検討・計算を行うこと。

1. 各種仮設物の検討
2. 重機配置計画の検討
3. 撤去手順の検討
4. その他必要な検討

第2章 既設物の撤去

第1条 既設撤去工事にかかる注意事項

1. 機器等の撤去及び処分に当たり、事前に現場発生品調書を作成し、本町の承諾を得なければならない。
2. 本工事にて発生する撤去品は受注者にて処分すること。合成樹脂製品、非金属製品及び非PCB の電気製品等産業廃棄物として処理する必要があるものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って適正に処分すること。
3. 主な撤去対象物の留意事項
 - (1) 受注者は、本工事で機器及び電気部品を撤去処分する場合、PCB廃棄物もしくは微量PCB混入部品でないことを確認し、撤去処分対象の機器及び電気部品がPCB使用部品及び微量PCB混入部品である場合は、鋼製箱等堅牢な容器に収納し、監督員の指示する場所に保管すること。

- (2) 受注者は、本工事で撤去する機器及び電気部品にPCBが混入している恐れがある場合は、監督員に報告し、指示に従うこと。

第3章 解体工事仕様

第1条 共通事項

1. 解体工事に伴う光熱水費について

解体工事に必要な電気、給排水等に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

2. 廃棄物等一時仮置場所について

場内の適切な場所に、監督員承諾の上、廃材仮置場を設けることができるものとする。

3. アスベスト対策

解体工事にあたって、保温材、断熱材、配管等については、あらかじめ石綿等の使用の有無を目視により調査し、含有の可能性が高いと思われる箇所については、確認後、監督員と協議を行い、対策の検討を行うこととする。

アスベスト等を含む建築物、工作物の解体工事においては、大気汚染防止法（昭和43 年法律第97 号）、労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 号）、廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137 号）、建築基準法（昭和25 年法律第201 号）、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12 年法律第104 号）の最新の法律を遵守し、作業に関しては「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3 年3 月）」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル・第3 版（令和3 年3 月）」に基づき施工及び処理を行うこと。

4. 廃棄物の処理・処分

解体工で発生する廃棄物を処理・処分する場合は、関係法令等に従って廃棄物の種類ごとに分別して排出し、適正に処分すること。特に、特別管理廃棄物に該当するもの（ダイオキシン類）を含む廃棄物の処理・処分は、処理業者の資格、処分の方法、処分の量及び処分先等を明らかにするものとする。

また、搬出時の写真は必ず撮影し、追跡調査を行うこと。

5. 汚染物、粉塵等の飛散防止

解体時における解体材等の破片、粉塵、汚染物等の建屋外、エリア外への飛散を防止するため、法基準に則り又は、作業環境を考慮しシート類や十分な強度を有する防網等による養生、仮囲いの設置、散水等による撤去面の湿潤化の措置を講じなければならない。また、養生シート等の一時解体・再据付・組替作業は本工事に含むものとする。

6. 溶断作業

機器の溶断作業を行う場合は、機器内部に可燃性材料が使用されていないことを確認の上、火災等を起こさないよう十分注意すること。

7. 騒音・振動対策

受注者は、解体工事にあたって、構造物の状況や工事現場周辺の環境条件を検討した上

で騒音規制法及び振動規制法に従い、定められた基準値及び時間帯の範囲内で解体工事を実施するものとする。

8. 地下浸透への養生

一時保管場所及び作業場所は、雨水、漏液等により土壌への地下浸透及び飛散防止のための土間を養生し、排水は浄化すること。

9. 官公庁協議

関係官公署への認可申請、報告、届出等の関係書類の作成及び関係官庁協議等の作業について、各法律より定められている提出期限を厳守し、事前に監督員及び関係官庁と速やかに協議を行うこと。その他、本工事に伴い必要となる届出関係書類の作成を行うこと。

第5章 その他

第1条 建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進

1. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)及び「建設副産物適正処理推進要綱」(国交省平成14年5月30日改定)に基づき建築副産物の発生の抑制、適正処理、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用に努めなければならない。また、分別計画を監督員に提出すること。

2. 受注者は前項にある法令に従い適正に処理し、環境保全と公衆衛生の向上に努め、環境にやさしい工事に努めること。

3. 工事発生残材等は工事敷地内で焼却処分、埋立て処分をしてはならない。

4. 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の条件を設定している。

第2条 建設リサイクル法

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」の適用工事であり、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講じ、着工14日前までに監督員に分別解体等について書面により報告すること。

第3条 環境基本法に基づく、関係法令の遵守

施工に当たっては建設副産物の処理はもとより、資材・建設機械等、総合的に環境負荷の低減を図ること。特に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年5月31日法律第104号)に基づく基本方針に定められた資材・建設機械については、一定の環境負荷低減効果が認められるものを使用するよう努めること。

第4条 建物の隠蔽部箇所から、石綿含有材が見つかった場合、監督員に報告の上、対応について協議をすること。

石綿含有材等については、原則、環境省の「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル・第3版(令和3年3月)」を遵守し除却及び処分を行うこと。

第5条 電波障害

電波障害が発生した場合は、監督員と協議し対応すること。

第6条 地中障害物

本敷地内に著しい地中障害物が発生した場合は、監督員と協議し対応すること。

第7条 廃棄備品

工事範囲内にある備品の廃棄は本工事に含む。備品の廃棄については関係法令を遵守し、廃棄すること。

第8条 その他

ア. 特記仕様書図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」の最新版によるものとする。

イ. 今近隣住民を含む歩行者、通行する車両等には十分注意し、安全確保に努めること。また、工事による騒音、振動、ほこり等にも十分注意すること。また道路交通法等の交通規制が費用な場合は、三宅町役場土木管理課及び天理警察署と事前に協議を行うこと。